

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同企画社会推進課）

一

○家畜伝染病の発生

（畜産課）

一

○道路の区域変更

（道路課）

一

○道路の供用開始

（同）

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

（仙台地方振興事務所）

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（水産業振興課）

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

三

公 安 委 員 会

○警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定の実施

六

告 示

○宮城県告示第七百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みちのくグリーンサムクラブ

一 代表者の氏名 大泉 紀男

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区八木山本町二丁目十番地の十一

三 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の人々に対して公的施設、自然等を利用するな

として歴史・文化の伝承や自然環境保全活動を行うことにより、人と人との交流を図り「生きがい」と「心の豊かさ」を深めることを目的とする。

平成二十一年七月十六日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第七百十四号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

大崎市

五 発生年月日

平成二十一年七月二十二日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間	石巻市門脇字二番谷地二三番一三八地 先から 同市大街道西三丁目八三番六地先まで			
	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	
	前	後	前	後
	A	B	A	B
				敷地の延長 (メートル)
				備考
				敷地の幅員 (メートル)
				敷地の延長 (メートル)
				備考

一 道路の種類 県道
二 路線名 石巻女川線
三 道路の区域

変更の区間	石巻市門脇字二番谷地二三番一三八地 先から 同市大街道西三丁目八三番六地先まで			
	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	
	前	後	前	後
	A	B	A	B
				敷地の延長 (メートル)
				備考
				敷地の幅員 (メートル)
				敷地の延長 (メートル)
				備考

○宮城県告示第七百十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
その関係図面は、平成二十一年八月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市大街道西三丁目八〇番地先から 同市大街道西三丁目八三番六地先まで	平成二十一年 八月四日

県道	石巻女川線	石巻市大街道西三丁目八〇番地先から 同市大街道西三丁目八三番六地先まで
----	-------	--

○宮城県告示第七百十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
平成二十一年八月四日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 齋 藤 俊 夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十一年七月十八日	庄司正光	仙台市青葉区上愛子字車十番地	理事
平成二十一年七月十八日	峯岸義信	仙台市青葉区芋沢字青野木三百五十一番地	理事
平成二十一年七月十八日	高橋輝雄	仙台市青葉区上愛子字大針二番地	理事
平成二十一年七月十八日	小山勝利	仙台市青葉区上愛子字下遠野原十番地	理事
平成二十一年七月十八日	佐藤一榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事
平成二十一年七月十八日	菅澤信弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事
平成二十一年七月十八日	安達雄一	仙台市青葉区芋沢字宅地五十二番地	理事
平成二十一年七月十八日	庄子與三郎	仙台市青葉区上愛子字下北九番地	監事
平成二十一年七月十八日	廣谷一郎	仙台市青葉区芋沢字畑前五十八番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十一年七月十七日	庄司正光	仙台市青葉区上愛子字車十番地	理事

平成二十一年七月十七日	峯岸義信	仙台市青葉区芋沢字青野木三百五十一番地	理事
平成二十一年七月十七日	高橋輝雄	仙台市青葉区上愛字字大針二番地	理事
平成二十一年七月十七日	佐藤一榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事
平成二十一年七月十七日	菅澤信弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事
平成二十一年七月十七日	安達雄一	仙台市青葉区芋沢字宅地五十二番地	理事
平成二十一年七月十七日	岡本與惣治	八 仙台市青葉区上愛字字松原三番地の	理事
平成二十一年七月十七日	庄子與三郎	仙台市青葉区上愛字字下北九番地	監事
平成二十一年七月十七日	廣谷一郎	仙台市青葉区芋沢字畑前五十八番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十一年八月四日

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS二種二号） 七キロリットル 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年七月二十三日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社カネダイ 気仙沼市南町三丁目五番四号

五 落札金額 四百五十二万二千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年六月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年八月四日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び納入予定数量

- (一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千五百七十七トン
- (二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千二百二十六トン
- (三) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、北部土木事務所管内分）（単価契約） 千三百五十二トン
- (四) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 七百六十四トン
- (五) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、東部土木事務所管内分）（単価契約） 八百二十七トン
- (六) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、気仙沼土木事務所管内分）（単価契約） 百六十五トン
- (七) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、仙台土木事務所管内分）（単価契約） 二百四十五トン
- (八) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 二十二トン
- (九) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、東部土木事務所管内分）（単価契約） 百三十四トン
- (十) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、東部土木事務所登米地域事務所管内分）（単価契約） 三百二十七トン
- (十一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、気仙沼土木事務所管内分）（単価契約） 百八十八トン
- (十二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、四トン車以下、気仙沼土木事務所管内分）（単価契約） 三十二トン
- (十三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、大河原土木事務所管内分）（単価契約） 五十八キロリットル
- (十四) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百三十五キロリットル
- (十五) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、北部土木事務所管内分）（単価契約） 百七キロリットル

- (イ) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、北部土木事務所栗原地域事務所管内分）（単価契約） 六十五キロリットル
- (ロ) 凍結防止剤（液状塩化カルシウム、四トン車以下、東部土木事務所管内分）（単価契約） 九キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで

4 納入場所 県内各土木事務所及び各土木事務所地域事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二一一・三三三五）へ平成二十一年八月三十一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成等

1 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものことに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 菅原 修 電話〇二二・二一一・三三三三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十一年八月二十八日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、

平成二十一年八月二十七日(木)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月七日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

- (一) 日時 平成二十一年九月十八日(金)午後五時まで
- (二) 場所 2に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日時は平成二十一年九月二十四日(木)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午後一時 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午後一時十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (三) 一の1の(三)の購入物品 午後一時二十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (四) 一の1の(四)の購入物品 午後一時三十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (五) 一の1の(五)の購入物品 午後一時四十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (六) 一の1の(六)の購入物品 午後一時五十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (七) 一の1の(七)の購入物品 午後二時 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (八) 一の1の(八)の購入物品 午後二時十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (九) 一の1の(九)の購入物品 午後二時二十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十) 一の1の(十)の購入物品 午後二時三十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十一) 一の1の(十一)の購入物品 午後二時四十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十二) 一の1の(十二)の購入物品 午後二時五十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十三) 一の1の(十三)の購入物品 午後三時 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十四) 一の1の(十四)の購入物品 午後三時十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十五) 一の1の(十五)の購入物品 午後三時二十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十六) 一の1の(十六)の購入物品 午後三時三十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室
- (十七) 一の1の(十七)の購入物品 午後三時四十分 宮城県庁行政庁舎十四階北側出納局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)から までの購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)から までの購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract basis)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2010.
- 3 Place of Delivery : Within Miyagi Prefectural public works offices areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Friday, September 18, 2009, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Shu Sugawara, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3332
6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

公安業務

○宮城県公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年 8月 4日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 検定に係る警備業務の種類及び級
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
平成21年11月4日（水）午前9時から午後5時まで

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
平成21年11月5日（木）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39
仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 30人
(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 30人

5 受検対象者

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。

以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付

を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの
(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

核燃料物質等危険物運搬警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間

核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級とも平成21年9月14日（月）から同月30日（水）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。
なお、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全課
イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの
属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの
住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

(イ) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者には、宮城県内の住所を疎明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 前記5・(1)・アに該当する者には、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出す

<p>ることができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を説明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>(ホ) 前記5-(1)-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>(ハ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉</p> <p>イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級</p> <p>(イ) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>(ロ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>(ハ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(ニ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第66の項に基づき、</p> <p>ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級 16,000円</p> <p>イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受検手数料は還付しない。</p> <p>8 検定の実施に関する事項</p> <p>検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>9 その他</p> <p>検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)</p>	
--	--